

四日市看護医療大学学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成することを目的及び使命とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、建学の目的を達成するため、自ら教育研究活動等の状況について点検・評価を行う。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

（情報の公開）

第3条 本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的にその情報を公開するものとする。

第2章 学部、学科、入学定員及び収容定員

（学部）

第4条 本学に次の学部を置く。

看護医療学部

2 前項の学部に置く学科及びその入学定員、収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
看護医療学部	看護学科	100	400
	臨床検査学科	50	200

第3章 学年、学期及び休業日

（学年）

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月15日まで

後学期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日。ただし同法第3条2項に定める休日を除く。

(3) 春季休業日 3月21日から3月31日まで

(4) 夏季休業日 8月1日から9月15日まで

(5) 冬季休業日 12月23日から翌年1月10日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第8条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第9条 学生は、8年を超えて在学することができない。

第5章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第16条、第17条に規定するものについては、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 前各号に定める者の他、本学における個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、18歳に達したものの

（入学の出願）

第12条 本学への入学を志願する者は、本学指定の期日までに、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、学長に願い出なければならない。

（入学者の選考）

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考のうえ、教授会の意見を聴取し、学長が合格者を決定する。

（入学手続及び入学許可）

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、学納金等を納付しなければならない。

2 学長は、教授会の意見を聴取の上、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第15条 （削除）

（再入学）

第16条 本学に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第17条 本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の年次に入学を許可することができる。

第6章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第18条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(単位)

第19条 授業科目、単位数及び卒業に必要な単位数は、別表1のとおりとする。

2 第15条から第17条に定める学生の履修方法及び卒業に必要な単位数については、別に定める。

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数は、1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定に関わらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第21条 1年間の授業期間は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第23条 成績の評価は100点満点とし、S(100~90点)、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)、D(59点以下)評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第24条 教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行なう通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行なった前条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第24条第

1 項及び第 2 項並びに、前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(卒業に必要な単位)

第27条 卒業要件は別表 1 のとおりとする。

第 7 章 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第28条 疾病その他のやむを得ない理由により 2 か月以上修学することができない者は、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて学長に願い出て、許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第29条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、改めて許可を得て、更に 1 年以内限り休学することができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 9 条の在学期間に算入しない。

(復学)

第30条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、教授会の意見を聴取の上、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第31条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第32条 外国の大学で授業科目を履修しようとする者は、学長に願い出て、許可を得て留学することができる。

2 第24条の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第33条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第34条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴取の上、学長が除籍することができる。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第9条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第29条に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 第30条の復学手続きのない者
- (5) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(休学、復学、転学、留学、退学、除籍に関する手続き)

第35条 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍の手続きに関して、必要な事項については、別に定める。

第8章 卒業及び学位

(卒業)

第36条 本学に4年以上在学し、第19条第2項別表1に定める所定の単位数を修得した者については、教授会の意見を聴取の上、学長が卒業を認定する。

(学位)

第37条 卒業した者に対し、学長は、教授会の意見を聴取の上、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

学 部	学 科	学 位
看護医療学部	看護学科	学士（看護学）
	臨床検査学科	学士（臨床検査学）

第9章 賞罰

(表彰)

第38条 学長は、学生として表彰に価する行為があった者に対して、教授会の意見を聴取の上、これを表彰することができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第39条 学長は、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者

に対して、教授会の意見を聴取の上、懲戒することができる。

- 2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でないとして認められる者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
 - (5) その他本学に在学させることが不相当と認められる者

第10章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び委託生 (研究生)

第40条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、教授会の意見を聴取し、学長は研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第41条 本学において特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、教授会の意見を聴取し、学長は科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 学長は、科目等履修生に対して、単位を与えることができる。

(聴講生)

第41条の2 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者がいるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、教授会の意見を聴取の上、学長は聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生は単位修得の認定を受けることはできない。

(特別聴講学生)

第42条 他の大学（外国の大学を含む。）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該他大学との協議に基づき、教授会の意見を聴取の上、学長は特別聴講学生として入学を許可することができる。

(委託生)

第43条 官庁、公共団体、企業等から、その所属職員について1学期以上を在学期間とし、学修科目又は研究事項を指定して、学生委託の願い出があるときは、選考のうえ、教授会の意見を聴取し、学長は委託生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する規則)

第44条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び委託生に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 検定料、入学金、授業料等

(検定料、入学金及び授業料等の額)

第45条 検定料、入学金、授業料等は別表2、別表3のとおりとする。

(授業料等の納付)

第46条 授業料等は年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。

区 分	納付期限
1期(4月1日から9月15日まで)	4月末日 (但し入学にあってはその手続期間)
2期(9月16日から翌年3月31日まで)	10月末日

(学年中途の復学及び入学者の授業料等)

第47条 1期又は2期の期間中において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月日の属する当該期の授業料等を納付しなければならない。

(学年中途の卒業見込者授業料等)

第48条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月日が属する当該期の授業料等を納付するものとする。

(退学、除籍及び停学者の授業料等)

第49条 1期又は2期の中で退学し、又は除籍された者は、当該期の授業料等を納付するものとする。

2 停学者は、停学期間中の授業料等を納付しなければならない。

(休学者の授業料等)

第50条 1期又は2期の全期間を休学した者は、当該期の授業料等を免除する。

(既納料の返還)

第51条 納付した検定料、入学金、授業料等はいかなる事情があっても返還しない。

ただし、入学辞退者は、指定期日までに申し出により既納の納付金のうち授業料等のみ返還する。

第12章 公開講座

(公開講座)

第52条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 職員組織

(職員)

第53条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 本学に客員教授、特任教授、特任准教授及び特任講師を置くことができる。

3 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(学長)

第53条の2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(部局等の長)

第54条 本学の学科に学科長を置く。

2 本学に企画部を置き、企画部に企画部長を置く。

3 本学に事務局を置き、事務局長を置く。

4 前各項に関する必要な事項は、別に定める。

第14章 大学運営委員会及び教授会等

(大学運営委員会)

第55条 本学の管理運営に関する重要な事項を審議するため、大学運営委員会を置く。

2 大学運営委員会に関して必要な事項は別に定める。

(教授会)

第56条 本学の教育研究に関する重要な事項を審議するために、教授会を置く。

- 2 教授会に教育課程及び学生の福利厚生等に関する専門的事項を審議するため、各種委員会を置くことができる。
- 3 教授会及び各種委員会に関して必要な事項は別に定める。

(学術研究会議)

第57条 (削除)

- 2 (削除)

(入試委員会)

第58条 本学に入学試験及びこれらに関連する学生募集活動に関する事項について審議するため、入試委員会を置く。

- 2 入試委員会に関して必要な事項は別に定める。

(教員人事審議会)

第59条 本学に、教員の採用等に関する事項を審議するため、教員人事審議会を置く。

- 2 教員人事審議会に関して必要な事項は別に定める。

(自己点検・評価委員会)

第60条 本学に、自己点検・評価に関する事項を審議するため、自己点検・評価委員会を置く。

- 2 自己点検・評価委員会に関して必要な事項は別に定める。

第15章 その他

(研究生等の学則の準用)

第61条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び委託生に対しては、別に定めるもののほか、この学則中、学生に関する規定を準用する。

(その他)

第62条 この学則を実施するために必要な事項は、学長が別に定める。

2 第4条第2項の適用にあたって、同条中の収容定員については、次表に掲げる年度の人数に読み替えるものとする。

学 科	年 度	第1年次	第2年次	第3年次	収容定員
看護学科	平成19年度	95	—	—	95
	平成20年度	95	95	—	190
	平成21年度	95	95	105	295

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年9月16日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成32年4月1日から施行する。

別表 1

卒業要件

看護学科

本学科の卒業に必要な取得単位数は126単位以上とし、内容は以下のとおりとする。

必修科目：109単位 選択科目：17単位以上 合計126単位以上

ただし、平成23年度以前の入学生については、卒業に必要な取得単位数は128単位以上とし、内容は以下のとおりとする。

(平成23年度以前の入学生適用 平成23年4月1日施行)

区 分				卒業要件
基礎科目	人間文化	6科目	12単位	選択 8単位 必修12単位
	人間社会	8科目	16単位	
	語学	3科目	6単位	
	科学的思考	7科目	14単位	
	演習	2科目	4単位	
専門基礎科目	社会保健科学	3科目	6単位	必修 6単位
	健康科学	10科目	20単位	必修 20単位
専門科目	基礎領域	7科目	13単位	必修 13単位
	生涯領域	19科目	34単位	必修 34単位
	広域領域	16科目	25単位	必修 25単位
	展開領域	15科目	18単位	必修 8単位 選択 2単位
計		96科目	168単位	128単位以上

臨床検査学科

本学科の卒業に必要な取得単位数は 126 単位以上とし、内容は以下のとおりとする。

必修科目：117 単位 選択科目：9 単位以上 合計 126 単位以上

授業科目及び単位数

看護医療学部・看護学科の授業科目及び単位数は以下のとおりとする。

区分	目標	授業科目	配当年次	単位数		授業形態			備考
				必修	選択	講義	演習	実習	
看護を 実践する	看護の 原理	看護学概論	1前	2		○			
		看護技術概論	1前	2		○			
		ヘルスアセスメント	1後	1			○		
		看護対象論（患者から学ぶ）	1後		1	○			
		看護技術論Ⅰ（日常生活行動援助）	2前	2			○		
		基礎看護学実習Ⅰ（日常生活援助）	2前	1					○
		地域看護学概論	2前	2			○		
		看護技術論Ⅱ（診療に伴う技術）	2後	1				○	
		看護過程論	2後	1				○	
		家族看護学	2後	1			○		
		学校看護学	2後		1	○			
		地域看護活動論Ⅰ（アセスメント・地域の健康支援Ⅰ）	2後		2	○			
		基礎看護学実習Ⅱ（看護過程）	2後	2					○
		コミュニティケア実習	2後	1					○
		看護リスクマネジメント	3前	1				○	
	在宅看護学	3前	2				○		
	地域看護活動論Ⅱ（地区診断）	3前		1			○		
	看護管理・看護マネジメント論	4前	2			○			
	高度実践看護学入門	4後		1	○				
	助産管理	4後		1	○				
	統合実習	4前	2					○	
	ライフ プロセスと 看護	人間発達学	1前	1			○		
		成人看護学概論	1後	2			○		
		成人慢性期援助論Ⅰ（慢性期の看護）	2前	1				○	
		老年看護学概論	2前	1			○		
		小児看護学概論	2前	1			○		
		母性看護学概論	2前	1			○		
		精神看護学概論	2前	1			○		
		リハビリテーション看護論	2前		1	○			
		成人急性期援助論Ⅰ（周手術期看護）	2後	1				○	
成人慢性期援助論Ⅱ（終末期の看護）		2後	1				○		
老年看護援助論Ⅰ（高齢者の健康を支える看護）		2後	2			○			
小児看護援助論Ⅰ（子どもの健康を支える看護）		2後	2			○			
母性看護援助論Ⅰ（母性のライフステージと看護）		2後	1			○			
精神看護援助論Ⅰ（こころの健康と看護）		2後	2			○			
成人急性期援助論Ⅱ（救急看護）		3前	1				○		
老年看護援助論Ⅱ（高齢者の健康障害と看護）	3前	1				○			
小児看護援助論Ⅱ（子どもの健康障害と看護）	3前	1				○			
母性看護援助論Ⅱ（周産期の看護）	3前	2				○			
精神看護援助論Ⅱ（精神障がいと看護）	3前	1				○			

区分	目標	授業科目	配当年次	単位数		授業形態			備考		
				必修	選択	講義	演習	実習			
看護を 実践する	ライフ プロセスと 看護	成人看護学実習Ⅰ（急性期の看護）	3後	3				○			
		成人看護学実習Ⅱ（慢性期の看護）	3後	3				○			
		老年看護学実習	3後	4					○		
		小児看護学実習	3後	2					○		
		母性看護学実習	3後	2					○		
		精神看護学実習	3後	2					○		
		在宅看護学実習	3後	2					○		
		助産学概論	3後		2	○					
		助産診断・技術学Ⅰ（妊娠）	4前		2	○					
		助産診断・技術学Ⅱ（分娩）	4前		3	○					
		助産診断・技術学Ⅲ（産褥・新生児）	4前		1	○					
		助産学実習	4通年		9				○		
		産業 看護	産業看護	産業看護学概論	2前	2		○			
				産業看護活動論Ⅰ	3前		2	○			
産業看護活動論Ⅱ	3後				2	○					
人と つながる	ヒュー マン ケア・ 看護倫 理	心理学	1前		2	○					
		倫理学（人権を含む）	1後	1		○					
		ジェンダー論	1後		1	○					
		人間関係論	2前		2	○					
		コミュニケーション論Ⅰ	2前	1		○					
		ケアリング論	2後		1	○					
		コミュニケーション論Ⅱ	3前		1	○					
		看護倫理	3前	1		○					
		看護カウンセリング	3前		1	○					
		看護実践と自己洞察	4後		1	○					
健康と つながる	統合 体とし ての 人間と 健康	健康科学概論	1前	1		○					
		基礎病態学	1前	1		○					
		人体のしくみと働き	1前	2		○					
		内部環境の調節	1前	2		○					
		健康スポーツ	1前		2		○				
		健康と生活行動の科学	1後	2		○					
		健康社会要因論	1後	2		○					
		保健医療統計学	1後	2		○					
		診断・治療学概論	1後	1		○					
		治療学Ⅰ（循環消化代謝防御）	2前	2		○					
		治療学Ⅱ（運動・生活）	2前	1		○					
		治療学Ⅲ（精神・行動障害）	2後	1		○					
		治療学Ⅳ（小児・女性）	2後	1		○					
		健康教育論	3前	2			○				
周産期医学	4前		2	○							

区分	目標	授業科目	配当年次	単位数		授業形態			備考
				必修	選択	講義	演習	実習	
社会とつながる	ヘルスケアシステムと看護	社会医療福祉論	1 後		2	○			
		公衆衛生学	2 前	2		○			
		ヘルスケアシステム論	2 前	1		○			
		国際看護事情	2 前		1		○		
		保健医療福祉行政論	2 後	2		○			
		疫学	2 後		2	○			
		専門職連携	3 前		1	○			
		国際看護学（概念・理論・基本的方法）	3 前	1		○			
		地域看護活動論Ⅲ（地域の健康支援Ⅱ・危機管理）	3 前		2	○			
		地域の保健医療・看護・福祉の現状と課題	3 前		1	○			
		災害看護学	4 前		1	○			
		地域看護活動論Ⅳ（政策・組織化、社会資源開発）	4 前		1		○		
		地域看護学実習Ⅰ（産業看護）	4 通年		1			○	
		地域看護学実習Ⅱ（保健所・市町保健センター）	4 通年		3				○
未来につながる	教養とキャリア発達	哲学	1 前		2	○			
		少子高齢社会論	1 前		2	○			
		環境科学論	1 前		2	○			
		科学的思考論	1 前		2	○			
		生物	1 前		2	○			
		基礎英語	1 前	2		○			
		コンピューターリテラシーⅠ（基礎）	1 前	1			○		
		基礎セミナーⅠ	1 前	1			○		
		法学（日本国憲法を含む）	1 後		2	○			
		経済学	1 後		2	○			
		地方自治論	1 後		2	○			
		ボランティア論	1 後		2	○			
		化学	1 後		2	○			
		情報科学概論	1 後	2		○			
		統計学	1 後		2	○			
		基礎セミナーⅡ	1 後	1			○		
		医療英語コミュニケーション	1 後	2		○			
		コンピューターリテラシーⅡ（応用）	1 後		1		○		
		看護教育・キャリア発達論	3 前		1	○			
		国際関係論	3 前		1	○			
看護研究	3 前	1		○					
研究演習Ⅰ（文献講読）	3 前		1		○				
地域政策論	4 前		1	○					
研究演習Ⅱ（卒業研究）	4 通年		3			○			

看護医療学部・臨床検査学科の授業科目及び単位数は以下のとおりとする。

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習
基礎教育科目	人間とコミュニケーション	倫理学（人権を含む）	1	前	1		○	
		心理学	1	前		1	○	
		コミュニケーション論	1	前	2		○	
		人間関係論	1	前		1	○	
		人間発達学	1	前		1	○	
		ジェンダー論	1	後		1	○	
	情報と社会	コンピュータリテラシーⅠ（基礎）	1	前		1		○
		コンピュータリテラシーⅡ（応用）	1	後		1		○
		ボランティア論	1	後		1	○	
		法学（日本国憲法を含む）	1	後		2	○	
		少子高齢社会論	1	前	1		○	
		地方自治論	1	後		1	○	
	国際社会	経済学	1	後		1	○	
		基礎英語	1	前		1	○	
		医療英語	1	後	2		○	
		英語コミュニケーション	1	後		1	○	
	科学的思考の基盤	国際関係論	1	後		1	○	
		基礎セミナーⅠ（基礎）	1	前	1			○
基礎セミナーⅡ（応用）		1	後	1			○	
生命倫理学		1	前	1		○		
科学的思考論		1	前		1	○		
統計学		1	前		2	○		
基礎生物学		1	前		2	○		
専門教育科目	健康支援と社会保障制度	基礎化学	1	前	2		○	
		健康とスポーツ	1	前	2			○
		健康科学概論	2	前	1		○	
		音楽療法	1	後		1	○	
		保健医療統計学	1	後		2	○	
		保健医療福祉行政論	2	後		2	○	
	人体の構造と機能	疫学	2	後		2	○	
		健康教育論	3	前		1	○	
		解剖組織学	1	前	1		○	
		解剖組織学実習	1	前	1			○
		生化学	1	前	1		○	
		生化学実習	1	後	1			○
		生理学	1	前	1		○	
		分析化学	1	後	1		○	
		分析化学実習	1	後	1			○
疾病と関連の基礎医学	実践解剖生理学	3	前	1		○		
	人間工学	2	前		1	○		
	栄養学	2	後		1	○		
	薬理学	2	後		1	○		
	医学概論	1	前	1		○		
	微生物学	1	前	1		○		
連関の検査	免疫学	1	前	1		○		
	血液学	1	前	1		○		
	病理学	1	前	1		○		

科目 区分	授業科目の名称	配 当 年 次	単位数			授業形態				
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験 ・ 実 習		
専門教育科目	保健医療福祉と 医学検査	看護学概論	1	前	2			○		
		チーム医療演習Ⅰ (Early exposure)	1	前	1			○		
		チーム医療演習Ⅱ (実践)	3	前	1			○		
		公衆衛生学	3	後	1			○		
		公衆衛生学実習	3	後	1				○	
		リハビリテーション論	2	後		1		○		
		公衆衛生学特論	4	後		1		○		
	び情報科学及 医療工学	情報科学	2	後	1			○		
		情報科学演習	2	後	1			○		
		医療工学	3	後	1			○		
		医療工学実習	3	後	1				○	
		医療工学特論	4	後		1		○		
		臨床病態 形態検査学	臨床病態学Ⅰ	2	前	2			○	
			臨床病態学Ⅱ	2	後	2			○	
病態解析診断学	3		後	2			○			
臨床病態学特論	4		後		1		○			
病理検査学	1		後	2			○			
病理検査学実習Ⅰ	2		前	1				○		
病理検査学実習Ⅱ	2		前	1				○		
血液検査学Ⅰ	1		後	2			○			
血液検査学Ⅱ	2		前	2			○			
血液検査学実習Ⅰ	2		後	1				○		
血液検査学実習Ⅱ	2		後	1				○		
医動物学	3		前	1			○			
病理検査学特論	4	後		1		○				
血液検査学特論	4	後		1		○				
生物化学分析検査学	一般検査学	1	後	2			○			
	一般検査学実習Ⅰ	2	前	1				○		
	一般検査学実習Ⅱ	2	前	1				○		
	臨床化学検査学Ⅰ	1	後	2			○			
	臨床化学検査学Ⅱ	2	前	2			○			
	臨床化学検査学実習Ⅰ	2	後	1				○		
	臨床化学検査学実習Ⅱ	2	後	1				○		
	遺伝子・染色体検査学	2	後	1			○			
	遺伝子・染色体検査学実習	3	前	1				○		
	放射性同位元素検査学	3	後	1			○			
	細胞培養技術学	3	後		1		○			
	先端医療技術学	3	後		1		○			
	一般検査学特論	4	後		1		○			
	臨床化学検査学特論	4	後		1		○			
病因・ 生体防衛検査学	微生物検査学Ⅰ	1	前	2			○			
	微生物検査学Ⅱ	1	後	2			○			
	微生物検査学実習Ⅰ	2	前	1				○		
	微生物検査学実習Ⅱ	2	前	1				○		
	免疫検査学	1	後	2			○			
	免疫検査学実習	2	後	1				○		
	輸血・移植検査学	2	前	2			○			
	輸血・移植検査学実習	2	後	1				○		
	微生物検査学特論	4	後		1		○			
	免疫検査学特論	4	後		1		○			

区 科 分 目	授業科目の名称	配 当 年 次	単位数			授業形態			
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験 ・ 実 習	
専門教育科目	生理機能検査学	生理機能検査学Ⅰ	1	後	2			○	
		生理機能検査学Ⅱ	2	前	2			○	
		生理機能検査学Ⅲ	2	後	2			○	
		生理機能検査学実習Ⅰ	2	後	1				○
		生理機能検査学実習Ⅱ	2	後	1				○
		生理機能検査学実習Ⅲ	3	前	1				○
		画像検査学	2	前	2			○	
		生理機能検査学特論	4	後		1		○	
	検査総合管 理学	検査管理総論	2	前	2			○	
		検査情報管理学	2	後	2			○	
		検査機器管理学	2	後	1			○	
		検査精度管理学	3	前	1			○	
		関係法規	3	前	1			○	
	医療安全管理学	医療安全管理学	3	前	1			○	
		検査リスクマネジメント	3	後		2		○	
	食品科学	食品衛生管理学	3	前		1		○	
食品関連法規		3	前		1		○		
食品衛生学		3	前		1		○		
食品学		3	前		1		○		
専門教育科目	細胞検査士基礎 科目	臨床細胞学総論Ⅰ	2	前		2		○	
		臨床細胞学総論Ⅱ	2	後		2		○	
		臨床細胞学演習	3	後		1			○
	細胞検査士 コース 科目	細胞診断学演習Ⅰ（総論）	4	前		3			○
		細胞診断学演習Ⅱ（婦人科系）	4	前		3			○
		細胞診断学演習Ⅲ（呼吸器系）	4	前		3			○
		細胞診断学演習Ⅳ（消化器系）	4	前		3			○
		細胞診断学演習Ⅴ（泌尿器系・体腔液）	4	後		3			○
		細胞診断学演習Ⅵ（乳腺・甲状腺）	4	後		3			○
		細胞診断学演習Ⅶ（リンパ節・骨軟部・その他）	4	後		3			○
	研究演習	研究基礎演習	3	後	2				○
		卒業研究	4	前	4				○
		総合検査学演習	4	後	2				○
	臨地実習	総合臨床実習前演習Ⅰ	2	後	1				○
		総合臨床実習前演習Ⅱ	3	前	1				○
		総合臨床実習	3	前	10				○
総合臨床実習後演習		3	後	1				○	

別表 2

検定料、入学金、授業料等は以下のとおりとする。

(単位：円)

区 分		検定料	入学金	授業料等		
				授業料	教育充実費	
入 学	看護学科	35,000	200,000	1,060,000	530,000	
	臨床検査学科			960,000		
再入学	看護学科	32,000	200,000	1,060,000	530,000	
	臨床検査学科			960,000		
研究生		20,000	50,000	350,000	—	—
科目等履修生		10,000	—	1単位 10,000	—	—
聴講生		5,000	—	1単位 5,000	—	—
特別聴講学生		別に定める				

(注) 授業料等の改定を行なう場合は、全学年を対象とする。

大学入試センター試験利用入学試験の場合、検定料は、15,000円とする。ただし、同一入試日程内において、併願受験する場合の検定料は、5,000円とする。

補修実習費は、1単位2,000円、2単位4,000円とする。(補修実習を受講する者のみ納付)

保健師関連履修費は、100,000円とする。(平成24年度以降に入学した保健師国家試験受験資格取得科目履修生のみ納付)

助産師関連履修費は、300,000円とする。(助産師国家試験受験資格取得科目履修生のみ納付)

細胞検査士関連受講料は、150,000円とする。(細胞検査士資格認定試験受験資格取得科目履修生のみ納付)

同一入試日程内において、併願受験する場合の2回目の検定料は、10,000円とする。学力入学試験プラスセンターの検定料は、免除とする。

別表 3

併設校に係る検定料及び入学金は以下のとおりとする。

(単位：円)

入学試験区分		検定料	入学金
併設校推薦入学試験	専願	0	100,000
	併願		
一般推薦入学試験 育成会奨学生入学試験前期日程			
学力入学試験 育成会奨学生入学試験後期日程		25,000	
大学入試センター試験利用入学試験		15,000	

(注) 学力入学試験前期日程、育成会奨学生入学試験後期日程において、併願受験する場合の2回目の検定料は、10,000円とする。

新旧比較対照表

臨床検査学科設置に伴う

四日市看護医療大学 学則の変更

新	旧																																	
<p>(学部) 第4条 本学に次の学部を置く。 <u>看護医療学部</u></p> <p>2 前項の学部置く学科及びその入学定員、収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">看護医療学部</td> <td>看護学科</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">400</td> </tr> <tr> <td>臨床検査学科</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">200</td> </tr> </tbody> </table> <p>(学位) 第37条 卒業した者に対し、学長は、教授会の意見を聴取の上、次の区分に従い、学士の学位を授与する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>学位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">看護医療学部</td> <td>看護学科</td> <td>学士(看護学)</td> </tr> <tr> <td>臨床検査学科</td> <td>学士(臨床検査学)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>附 則</u> この学則は、平成32年4月1日から施行する。</p> <p>別表1 卒業要件 <u>看護学科</u> 本学科の卒業に必要な取得単位数は126単位以上とし、内容は以下のとおりとする。</p> <p>必修科目:109単位 選択科目:17単位以上 合計126単位以上</p> <p>(表省略)</p> <p><u>臨床検査学科</u> 本学科の卒業に必要な取得単位数は126単位以上とし、内容は以下のとおりとする。</p> <p>必修科目:117単位 選択科目:9単位以上 合計126単位以上</p> <p><u>(別紙一表1)</u></p>	学部	学科	入学定員	収容定員	看護医療学部	看護学科	100	400	臨床検査学科	50	200	学部	学科	学位	看護医療学部	看護学科	学士(看護学)	臨床検査学科	学士(臨床検査学)	<p>(学部) 第4条 本学に次の学部を置く。 <u>看護学部</u></p> <p>2 前項の学部置く学科及びその入学定員、収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護学部</td> <td>看護学科</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">400</td> </tr> </tbody> </table> <p>(学位) 第37条 卒業した者に対し、学長は、教授会の意見を聴取の上、次の区分に従い、学士の学位を授与する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>学位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護学部</td> <td>看護学科</td> <td>学士(看護学)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表1 卒業要件 本学の卒業に必要な取得単位数は126単位以上とし、内容は以下のとおりとする。</p> <p>必修科目:109単位 選択科目:17単位以上 合計126単位以上</p> <p>(表省略)</p>	学部	学科	入学定員	収容定員	看護学部	看護学科	100	400	学部	学科	学位	看護学部	看護学科	学士(看護学)
学部	学科	入学定員	収容定員																															
看護医療学部	看護学科	100	400																															
	臨床検査学科	50	200																															
学部	学科	学位																																
看護医療学部	看護学科	学士(看護学)																																
	臨床検査学科	学士(臨床検査学)																																
学部	学科	入学定員	収容定員																															
看護学部	看護学科	100	400																															
学部	学科	学位																																
看護学部	看護学科	学士(看護学)																																

<p>別表 2</p> <p>検定料、入学金、授業料等は以下のとおりとする。</p> <p><u>(別紙一表 2)</u></p> <p>(注) 授業料等の改定を行なう場合は、全学年を対象とする。 大学入試センター試験利用入学試験の場合、検定料は、15,000 円とする。ただし、同一入試日程内において、併願受験する場合の検定料は、5,000 円とする。 補習実習費は、1 単位 2,000 円、2 単位 4,000 円とする。(補習実習を受講する者のみ納付) 保健師関連履修費は、<u>100,000 円</u>とする。(平成 24 年度以降に入学した保健師国家試験受験資格取得科目履修生のみ納付) 助産師関連履修費は、<u>300,000 円</u>とする。(助産師国家試験受験資格取得科目履修生のみ納付) <u>細胞検査士関連履修費は、150,000 円とする。(細胞検査士資格認定試験受験資格取得科目履修生のみ納付)</u></p>	<p>別表 2</p> <p>検定料、入学金、授業料等は以下のとおりとする。</p> <p><u>(別紙一表 2)</u></p> <p>(注) 授業料等の改定を行なう場合は、全学年を対象とする。 大学入試センター試験利用入学試験の場合、検定料は、15,000 円とする。ただし、同一入試日程内において、併願受験する場合の検定料は、5,000 円とする。 補習実習費は、1 単位 2,000 円、2 単位 4,000 円とする。(補習実習を受講する者のみ納付) 保健師関連実習費は、<u>50,000 円</u>とする。(平成 24 年度以降に入学した保健師国家試験受験資格取得科目履修生のみ納付) 助産師関連実習費は、<u>250,000 円</u>とする。(助産師国家試験受験資格取得科目履修生のみ納付)</p>
--	---

別紙－表 2

臨床検査学科設置に伴う

四日市看護医療大学 学則の変更

新							旧					
(単位：円)							(単位：円)					
区 分		検定料	入学金	授業料等			区 分	検定料	入学金	授業料等		
				授業料	教育充実費					授業料	施設費	実習費
入 学	看護学科	35,000	200,000	1,060,000	<u>530,000</u>		入 学	35,000	200,000	1,060,000	<u>270,000</u>	<u>260,000</u>
	臨床検査学科			<u>960,000</u>								
再入学	看護学科	32,000	200,000	1,060,000	<u>530,000</u>		再入学	32,000	200,000	1,060,000	<u>270,000</u>	<u>260,000</u>
	臨床検査学科			<u>960,000</u>								
研究生		20,000	50,000	350,000	—	—	研究生	20,000	50,000	350,000	—	—
科目等履修生		10,000	—	1 単位 10,000	—	—	科目等 履修生	10,000	—	1 単位 10,000	—	—
聴講生		5,000	—	1 単位 5,000	—	—	聴講生	5,000	—	1 単位 5,000	—	—
特別聴講学生		別に定める					特別聴 講学生	別に定める				

四日市看護医療大学教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四日市看護医療大学学則第56条第3項の規定に基づき、四日市看護医療大学教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次の事項
 - ① 学生の教育に関する事項
 - ② 復学、除籍、賞罰等学生の身上に関する事項
 - ③ 学生の試験に関する事項
 - ④ 教員の昇任審査における教育研究業績の審査に関する事項
 - ⑤ その他、学部の運営に関する重要事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 教授会は、本学専任の教授をもって組織する。ただし、議長が必要と認める准教授その他の職員を出席させることができる。

(会議の開催)

第4条 教授会は、原則として毎月1回開催する。ただし、議長が必要と認める場合には、臨時に会議を開催することができる。

(議長)

第5条 議長は、学長とする。

2 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名した者がその職務を代行する。

(会議の成立)

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

(構成員以外の出席)

第7条 議長は必要に応じて、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 教授会の庶務は、教学課において処理する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、教授会及び大学運営委員会の意見を聴取の上、学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。